平成 28 年度 大学機関別認証評価 評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、旭川大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合している と認定する。

Ⅱ 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」を建学の理念として昭和43(1968)年に創立され、「大学の建学の理念に基づき、豊かな一般教養と深奥な専門的知識を備えた人格を育成することを目的とする」として学則に定められ、その内容は学校教育法その他の関係法令の定めを遵守している。社会情勢の変化に対応し平成28(2016)年には「旭川大学中長期計画」を策定し、地域社会のニーズに応えて、地域をグローバルな視点で捉えながら自立して諸課題に応え得る人材の育成に努めている。教育目的に沿った教育研究組織で構成され、その運営は適切に行われている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは明確に示され、大学案内やホームページ等で周知されており、 適切な体制のもと入学定員に沿った受入れに努めている。それぞれの学部・学科において 体系的な教育課程を編成し、少人数によるゼミナール制やクラス担任制を組込むなどの工 夫を行っている。インターンシップを含めて地域と密着したキャリア教育を展開し、その 結果として高い就職率を維持している。専任教員数は設置基準を満たしており、その年齢 構成もバランスよく適正に配置されている。校地、校舎の面積は設置基準を満たしており、 運動場、図書館、体育館、実習室などの施設設備が適切に配置され、整備されつつある。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人は寄附行為の定めるところにより、理事会が法人の最高議決機関として機能しており、理事会、評議員会は適切に運営されている。「学校法人旭川大学施設設備等の整備に関わる中期事業計画」を策定し、毎年度見直しを行いながら教育環境の整備を行っている。大学運営については、学長を補佐する組織として、副学長、大学院研究科長、学部長、事務局長等からなる「旭川大学評議会」が置かれ、学長のリーダーシップを発揮できる体制が整備されている。毎月1回開催される常任理事会には、学長、副学長が構成員として加わり、学部長もオブザーバーとして出席し大学の現況等について情報交換を行っており、法人と大学間のコミュニケーションが図られている。健全な収支バランスの構築を目指し平成28(2016)年に「学校法人旭川大学中・長期財務計画」を策定し、安定した財務基盤の確立に努めている。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価については、大学の目的及び社会的使命を達成するため、平成4(1992) 年に「旭川大学自己評価委員会規程」を設け、学長、副学長、学部長、学科長、事務局長・

次長からなる委員会を設置し、自己点検・評価体制を整えている。現状分析に必要な情報やデータを収集・分析する体制は整備されつつあり、そこから得られた情報に関する結果は、学内で共有されるとともに、ホームページ等を通じて公表されている。機関別認証評価の結果に基づき「公開授業週間」及びFD研修会を開催し、教育の改善・向上につなげる仕組みを構築し、かつ機能している。

総じて、大学の教育は、地域社会との強力な連携関係に基づき「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」として、使命・目的である「自立できる人材の育成」が行われている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.地域社会への貢献」「基準B.建学の理念に基づく人材育成および地域貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命•目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

- 1-1-(1) 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

「地域に根ざし、地域を拓き、地域に開かれた大学」を建学の理念として創立され、寄附行為第3条で法人の目的を明記し、学則第1条で「大学の建学の理念に基づき、豊かな一般教養と深奥な専門的知識を備えた人格を育成することを目的とする」と明記している。また、学則第1条に各学科の教育目標が明示されており、入学案内、シラバスに文章化されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は大学学則及び大学院学則に沿って定められ、これらは学校教育法その他、関係法令の定めを遵守したものとなっている。また、建学の理念に基づき三つのポリシー(ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)を各学科で策定している。

大学の使命・目的及び教育における特色は、建学の理念を具現化すべく大学案内等に学 科ごとに明示されている。

社会情勢の変化に対応して学部の新設、コースの再編、教育課程の見直し等を行っている。平成 20(2008)年に新設した保健福祉学部では、平成 24(2012)年度に教育課程の見直しを行い、平成 30(2018)年度には多様な就職状況の変化に柔軟に対応するため、更に教育課程を改正する予定である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目1-3を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的の策定等に役員、教職員が参画し、理事会、評議会、教授会等を通じて教職員の理解と支持を得ている。特に、理事長・学長は、主に教職員に対して、FD 研修会及び年度初め、年度末の教授会において、使命・目的について説明を行っている。

建学の理念を、入学案内やホームページ上に公開し、また学内の主要施設にも掲示し、 その周知に努めている。中長期計画において建学の理念の具現化に努めており、また建学 の理念は三つのポリシーにも反映されている。

使命・目的及び教育目的を達成するために各種委員会のほか、附置機関として「旭川大学地域研究所」を設置するなど、必要な教育研究組織が整備されている。

【優れた点】

○地域研究の可能性を探究する「旭川大学地域研究所」は、建学の理念を具現化しており 評価できる。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーを明確に定め、ホームページ、入学案内、入試要項に明記している。また、入学案内には建学の理念やディプロマポリシーを明示し、受験生がより理解できるよう配慮している。

入学者の受入れに当たっては多様な入試制度を設け、かつ妥当な方法で実施し、人材の 受入れに努めている。また、入試問題は大学自ら作成している。

学生の収容定員に対する受入れについて、保健福祉学部保健看護学科では定員超過が続いており、教育を行う環境の確保といった点からも適正な定員管理が求められる。一方、経済学部経営経済学科、保健福祉学部コミュニティ福祉学科で定員未充足が続いているが、多様な入学試験制度のほか、オープンキャンパスの見直し、高大連携活動など定員充足に向けた努力が行われている。

【改善を要する点】

○保健福祉学部コミュニティ福祉学科の収容定員の充足率が 0.7 倍未満となっており、適切な学生数の維持について改善を要する。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえ、学科ごとにカリキュラムポリシーを定め、シラバスで公開するなど 明確化している。教授会及び学務委員会で体系的な教育課程を編成し、教授方法の改善を 進めている。

履修単位の上限は、保健福祉学部では設けていないが、経済学部では年間の上限単位を 設定し、単位の実質化に努めている。経済学部では1年生全体の合同ゼミ、課題解決型学 修など授業内容・方法に工夫をしている。2年次からコース制をとり、必要な専門知識を

身に付けさせている。保健福祉学部では、二つの学科とも専門的職業人の養成を目的としていることから、国家資格に関わる資格要件の科目を優先した教育課程としている。教育課程の見直しを随時行っており、時代の要請に応えることのできるカリキュラムとなるよう工夫している。

【参考意見】

○保健福祉学部では、教育課程の体系的編成及び教授方法の改善等により学修の質の担保 がされているが、1年間に履修登録できる上限の設定が望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教職協働による学修及び授業支援体制について、保健福祉学部保健看護学科はクラス担任制、その他の学科は少人数ゼミナール制により入学から卒業まで担当教員による責任ある指導体制をとり、学務課と連携を図っている。

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見をくみ上げるために、授業評価を教員にフィードバックし、教員からの授業改善計画を学生へフィードバックしている。また、成績不振や授業の欠席が目立つ学生に関する情報を、ゼミナール担当教員及びクラス担任、又は指導教員と学務課職員で共有し、早期に個別指導を行っている。

オフィスアワーを週1回設定し、学内掲示で学生に周知している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、卒業・修了認定の基準について、大学学則及び大学院学則で定め、単位認定を行っている。単位の計算について、必要な時間数を学則に定め、設置基準に基づき授業期間を確保している。

各学部・学科にディプロマポリシーが定められており、授業の到達目標や評価の方法などはシラバスに明記されている。

成績評価は、学則第 35 条、各学部履修規程、試験規程に定められており、学生の学修 意欲向上を目的として平成 28(2016)年度より GPA(Grade Point Average)制度を全学で導 入し、より公正な評価に努めている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

「教育課程」における「キャリア講座」「国家試験対策講座」「キャリア構想ポートフォリオ」「旭大ナビ」などのキャリア支援を行っている。平成 22(2010)年「大学生の就業力育成支援事業」、平成 24(2012)年「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」と続けて文部科学省事業に採択されており、仕組みは整備されている。インターンシップ制度は導入されており、地域社会とキャリア指導を結びつけ、地域企業等との積極的な交流を図っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

- 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発
- 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

年度初め、年度末等の節目に個々の学生の単位取得状況等をゼミ教員、クラス担任及び 学務課で確認し、教育目的の達成状況を点検している。教育目的の達成状況点検のため年 間2回、学生による授業評価を実施している。授業評価の結果を教員にフィードバックし、 教員からの授業改善計画をホームページで公表している。

学生生活満足度調査などで、学生の意識調査を把握し、ホームページに公開し、満足度を高める対応につなげている。協力企業とは度々面談を行っており、今後、就職先の企業アンケートを検討している。

2-7 学生サービス

- 2-7-① 学生生活の安定のための支援
- 2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービスなどに関する学生事項は各学部の学務委員会が担当し、事務局学務課がその事務を分掌し、運営している。学生相談室では、非常勤の専門カウンセラーを配置している。保健室では指定学校医と連携し、保健看護学科の教員が学生の健康管理を実施している。学内奨学金制度は充実しており、課外活動に対しても後援会などとタイアップしサポートしている。

学生の意見・要望等をくみ上げるシステムとして「学生相談 BOX」を設置しているほか、 学務課窓口においても学生から意見等を聴取し、ゼミ、クラス担任らとともに学生サービ スの改善に努めている。学生生活満足度調査は、具体的な対応につなげている。留学生に 対しては、「国際交流委員会」が中心となり日常生活のサポートを行っており、経済面、賃 貸物件の契約サポートなど生活面の支援を行っている。

【参考意見】

○現在の保健室は看護教員によって運営されているが、教員が不在のこともあるため、運営の配慮が望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

専任教員数、教授数は大学設置基準を満たしており、年齢構成もバランスがとれている。 大学院設置基準で定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数を満たしている。また、 主要授業科目は専任の教授もしくは准教授が担当しており、専任教員の授業時間数は、特 定の教員に偏っていない。

教員の採用については、原則公募制であり、教員の採用・昇任については、大学の規程により、審査を行っている。毎年、「公開授業週間」を設け、教員相互の授業参観を実施し、年度末には学生による授業評価に対する教員からのフィードバックをもとに授業改善への提案を行っている。

教養教育担当の専任教員は各学部に配置されており、今後、教養教育の体制に関する規則を定める予定である。教養教育科目の必修・選択などの区分は明示されている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎は設置基準上の面積を有し、教育目的達成のために、校地、校舎、運動場、 体育施設、図書館、情報教育研究センター、学生会館等の施設設備を適切に整備し、運営 管理を行っている。研究施設として「旭川大学地域研究所」を設置している。消防設備の 定期点検、避難訓練を実施している。

経済学部ではゼミナールを教員一人に対して少人数で編制し、保健福祉学部においても きめ細い指導ができる体制になっている。

基準3.経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

学校法人旭川大学の使命・目的は、寄附行為第3条にうたわれ、関連法令を遵守するとともに、使命・目的を実現するため、「学校法人旭川大学施設設備等の整備に関わる中期事業計画」を策定し、毎年度見直しを行いながら当該年度当初予算に反映するなど、継続的な努力と堅実な運営を行っている。

法人のコンプライアンスの向上を図り、法人の健全な発展に資するため、公益通報者の保護等に関する規定・個人情報の保護、セクシュアルハラスメント、人権擁護、危機管理、防災管理、衛生管理などの規定を策定し、環境保全、人権、安全への配慮を行っている。

また、体育館棟・教室の蛍光灯等を LED 照明に順次交換し、エネルギー節約にも努めている。

情報公開については、省令に基づき、情報をホームページで公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為第 11 条に、理事会が法人の最高議決機関であり、最終的な決定機関であることを明文化している。

理事会への各理事の出席率は高く、良好な体制下で法人業務の決定を行いつつ理事の職務の執行を監督している。また、理事の選任に関しては寄附行為第6条に定められ、適切に選考されているとともに、建学の理念を理解した運営に当たっている。

理事会の審議事項は事務委任規則第1条に列挙されており、厳格かつ適正に履行されている。また、理事会の補佐体制として、常任理事会を置き、機動的・戦略的意思決定の体制整備と仕組みを作り上げている。

【優れた点】

- ○評議員である学部長をオブザーバーとして理事会・常任理事会に出席させていることは、 教学面の情報を共有し、迅速かつ戦略的意思決定において有効であり、高く評価できる。
- 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ
 - 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
 - 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目3-3を満たしている。

【理由】

学長が校務に関する最終的な決定権者であることが学則で明確に定められており、学長は、大学における教育研究に関する重要事項について各学部教授会、大学院研究科委員会の意見を聞いて最終決定を適切に行っている。

大学学則第 37 条により、学長がリーダーシップを発揮するため、学長の補佐体制として副学長を置き、副学長は学長を補佐し、学長の命を受けて校務をつかさどっている。

平成 16(2004)年から理事長が学長を兼務しており、法人が担当する経営・財務部門と大学の教学部門の一体運営が可能となり、社会の変化に的確に対応し、改革・改善を進めている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる 意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

毎月開催される常任理事会に学長、副学長が構成員として加わるなど、法人と大学の各管理運営機関及び各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化は図られている。

監事は理事会及び評議員会に必ず出席し、業務や財産の状況について意見を述べている。 理事会、評議員会及び常任理事会の決定・報告事項については学長、副学長を通じて大学 内の評議会及び教授会などで関係者に伝達されており、法人及び大学の各管理運営機関の 相互チェックによるガバナンスも適切に機能している。

学長が議長となっている大学評議会は、大学全体の運営に関わる議案の審議を行うとと もに、理事会の議決を要すると定められた事項については理事長に内申し、ボトムアップ のバランスのとれた運営を行っている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-3 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目3-5を満たしている。

【理由】

事務組織及び事務分掌については、「学校法人旭川大学事務組織規則」及び「学校法人旭川大学事務決裁規則」に定められ、明確な事務組織と適切な職員配置で効率的に業務を執行している。他部署との情報共有及び教授会等の情報伝達のため、「課長会議」及び「朝礼」を定期的に実施している。

業務執行の管理体制についても規定に定められ、適正に運用されている。職員の採用・ 昇任についても明確に規定されている。

学内では事務職員を対象とする SD(Staff Development)研修会や教職員を対象とする「メンタルヘルスセミナー」を開催している。また、職員の資質・能力向上のため、日本私立大学協会北海道支部が開催する事務職員研修会に毎年度職員を参加させている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目3-6を満たしている。

【理由】

入学定員どおりの学生受入れができていないため、平成 27(2015)年度の基本金組入前当年度収支差額が支出超過となっている。過去 5 年間では、平成 25(2013)年度の帰属収支差額は若干の収入超過となったが、概ね支出超過が継続している。厳しい財務運営状況であるが、中長期の事業・財務計画を策定し、収入・支出の両面から改善に向けて注力している。

人件費比率が全国平均比より高いなど、収支バランスに改善を要する点はあるが、借入金もなく、退職給与引当預金などの引当資産は 100%確保しており、減価償却費、内部留保及び金融資産などを勘案すれば、当面資金繰りに窮することはない。

なお、当初予算、補正予算編成は、手続きどおり、評議員会の審議を経て、理事会で決定されている。

【参考意見】

○当面の資金繰りに窮することはないが、今後の教育環境や設備の整備・更新に支障を来すことがないよう、入学者の確保及び定員充足に努め、財務基盤の安定化に向けて一層努力することが望まれる。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目3-7を満たしている。

【理由】

会計処理は、私立学校振興助成法第 14 条に基づき、学校法人会計基準等の関係法令及び「学校法人旭川大学経理規則」、同施行細則等にのっとり、適正に処理され、計算書類が作成されている。学生数、教員数が確定した 5 月末に補正予算を編成し、更に予算との差異が生じた場合に翌年 3 月末に再度補正予算を編成し、概ね予算どおりに執行、決算されている。

監査法人は、各種書類のチェック等を通じて、適正に会計監査が行われている(監査日数年間 12 日)。監査法人からの勘定科目の修正などの指摘には真摯に対応し、監査結果報告書においては、指摘事項なしと報告されている。監事における監査も適正に行われている。

基準4. 自己点検·評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学学則及び大学院学則で、教育目的及び社会的使命を達成し、教育水準の向上を図るため教育研究活動等の状況について、自ら点検し、評価を行うものとし、平成 4(1992)年に「旭川大学自己評価委員会規程」を設けて運営している。

学長、副学長等からなる自己評価委員会が、事務局等と連携しながら点検・評価を実施し、FD 委員会等へフィードバックして教育改善等の実現を図っている。

平成 21(2009)年には、日本高等教育評価機構による評価を受け、平成 25(2013)年度、 平成 26(2014)年度の点検データの収集・整備・分析を行い、平成 27(2015)年度の自己点 検・評価を実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

平成 26(2014)年度、平成 27(2015)年度と、自己評価委員会のもとに「自己点検評価書作成部会」を置くことで、大学の基礎的情報や修学上の情報、各種の数量的データに基づいた自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価を受けて、授業評価アンケート結果の学生へのフィードバックや授業改善計画の策定、学生生活満足度調査のアンケート実施に結びつけるなど、現状把握のための調査、データ収集、そして改善の策定へと実践されている。

自己点検・評価の結果はホームページに公表されており、また、上記の授業評価アンケートの結果や学生生活満足度調査の結果もホームページに公表するなどして、学内外に周知している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

平成 27(2015)年には、自己点検・評価をもとに、自己評価委員会が FD 委員会と協働し、授業評価アンケートの結果公表、授業改善計画策定、学生生活満足度調査のアンケート実施、分析結果を受けての改善策への取組み等が行われており、PDCA のサイクルの中で改善・向上が図られている。

また、平成 21(2009)年度の認証評価時に指摘された事項については、改善が図られている。

【参考意見】

○PDCA サイクルを活用した大学全般の質の向上に取組む組織体制の早急な構築が望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準A. 地域社会への貢献

- A-1 大学が人的物的資源を地域社会にたいして十分に提供しているか A-1-① 公開講座をはじめとする地域社会へ向けた活動が実施されているか
- A-2 きめの細かい学修支援によって地域に開かれた教育実践
 - A-2-① 地域に開かれた課題解決型の主体的な学びを計画的に実施しているか

【概評】

30年間開催されている公開講座、公民館・高校に対する出張講義、イベントの企画・参加、大学施設の開放などを通じて、「地域に根ざし、地域に開かれた大学」として地域社会への貢献活動を実践している。「旭川大学柔道部子ども見守り隊」は、毎週金曜日、近隣の小学校児童の下校時の安全確保に尽力し、平成 28(2016)年に内閣府から特命担当大臣表彰を受けている。「地域ふれあい看護研究会」は地域高齢者への介護予防、健康増進などを実施している。

大学は、地域での社会貢献活動を積極的に教育課程に組込み、必修科目・課外活動として支援し、その教育成果を報告会等により地域に還元しており、きめ細かい学修支援を実施して、地域に開かれた教育活動を十分に展開している。旭川市の「豊岡まちづくり推進協議会」との連携教育事業や「高齢者の生活実態調査」など、地域の問題・課題に取組むことを通じて、「地域に根ざし、地域を拓く大学」を実践している。「社会人基礎力育成グ

ランプリ」で優秀校となった。

今後、全学的な教育改善に努めるために計画的な協働体制をより効果的に構築していく 体制づくりが期待される。

基準B. 建学の理念に基づく人材育成および地域貢献

- B-1 地域ネットワーク構築、地域ニーズに対応した教育改善
 - B-1-① 地域貢献を視野に入れたネットワーク構築とそれを活かした人材育成に向けた 体制の整備

【概評】

大学の理念に基づき、地域を志向した人材育成を目指すため、地域と連携した「キャリア構想ポートフォリオ」「旭大ナビ」により、教育課程内外を通じたさまざまなプログラムに取組んでいる。

平成 22(2010)年「大学生の就業力育成支援事業」、平成 24(2012)年「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」と続けて文部科学省事業に採択されており、大学の教育は、地域社会との強力な連携関係に基づき、使命・目的である「自立できる人材の育成」が行われていることは高く評価できる。

「キャリア講座」から「旭大ナビ」など、就職支援活動も地域と一体となった活動であることがうかがえる。こうした活動が今後志願者数の増加、そして更なる就職率のアップに期待したい。